

児童福祉法に基づく認可予定事業について

児童福祉法第34条の15第4項の規定により、区が下記の事業を認可するにあたり、意見を聴取する。

名称	類型	所在地	認可予定年月	設置者	定員	保育従事者		施設の状況			開所時間	給食提供の方法 (搬入元)
						家庭的保育者 (基準上必要人数)	家庭的保育補助者 (基準上必要人数)	建物構造 (保育所部分)	保育室面積 (基準上必要面積)	屋外遊戯場 (代替施設)		
ふたみ家庭保育室	家庭的保育事業	台東区寿3-15-18-202	平成29年4月	二見 郁子	4人	1 (1)	3 (1)	RC造 9階建 (2階)	31㎡ (13.2㎡)	済美公園	8:30 ~ 17:00 (うち8時間)	自園調理
KAYOこども室	家庭的保育事業	台東区鳥越1-20-7	平成29年4月	尾崎 佳代子	3人	1 (1)		RC造 5階建 (1階)	29㎡ (9.9㎡)	小島公園	9:00 ~ 17:00 (うち8時間)	給食搬入 (浅草橋 保育園)
渡部家庭保育室	家庭的保育事業	台東区浅草4-25-5	平成29年4月	渡部 知美	3人	1 (1)		RC造 4階建 (1階)	17㎡ (9.9㎡)	千束公園	9:00 ~ 17:00 (うち8時間)	給食搬入 (千束 保育園)
家庭保育室Mimi	家庭的保育事業	台東区浅草4-27-2-601	平成29年4月	内田 香奈	2人	1 (1)		RC造 13階建 (6階)	17.3㎡ (9.9㎡)	千束公園	8:30 ~ 17:00 (うち8時間)	給食搬入 (千束 保育園)
つぼみ保育室	家庭的保育事業	台東区台東1-5-25	平成29年4月	伏見 佐知子	5人	1 (1)	2 (1)	S造 4階建 (1階)	44.14㎡ (16.5㎡)	柳北公園	8:00 ~ 18:00 (うち8時間)	自園調理

<参考>家庭的保育事業について

本事業は、家庭的保育者の居宅等において、0~2歳の乳幼児を1~5名の範囲で、きめ細やかな保育を行う事業です。

家庭的保育事業の認可基準等は以下の通りです。

- (1)職員配置：乳幼児3人に対し1人（家庭的保育補助者を置く場合、5人に対し2人）
- (2)必要資格 ①家庭的保育者：区が指定する研修を修了した保育士又は保育士と同等の知識若しくは経験を持つと認められるもの
②家庭的保育補助者：区の指定する研修を修了したもの
- (3)保育室面積 ①利用児童数が3名以下の場合：9.9㎡以上
②利用児童数が4名以上の場合：利用乳幼児1人につき3.3㎡以上
- (4)屋外遊技場：歩いて概ね5分以内、トイレ水飲み場必須
- (5)給食：自園調理又は給食連携園からの給食搬入